

兵庫県立龍野高等学校「陸友会」会則

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、兵庫県立龍野高等学校陸友会（以下「陸友会」という。）と称する。

(事務局の所在地)

第 2 条 陸友会は、事務局を兵庫県たつの市龍野町日山 5 5 4 兵庫県立龍野高等学校内に置く。

(目的)

第 3 条 陸友会は、会員相互の親睦と研鑽を図り、母校陸上競技部の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第 4 条 陸友会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦
- (2) 会員名簿の管理及び「陸友会」ホームページの運営・管理
- (3) 母校陸上競技部発展のための支援・助成
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員資格)

第 5 条 旧制龍野中学校、旧制龍野女学校、兵庫県立龍野高等学校の陸上競技部に所属した卒業生で、会費を納入した者。

(会費)

第 6 条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の徴収については、別に規程で定める。

(退会)

第 7 条 会員が退会するときは、その旨を陸友会会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第 8 条 陸友会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 名誉会長 | 1 人 |
| (2) | 会 長 | 1 人 |
| (3) | 副会長 | 若干人 |
| (4) | 理事長 | 1 人 |
| (5) | 理 事 | 若干人 |

(6) 会 計 1 人

(7) 監 事 若干人

【関東支部】

(1) 支部長 1 人

(2) 副支部長 1 人

(3) 事務局長 1 人

【女性部】

(1) 部長 1 人

(2) 副部長 若干人

(名誉会長、会長、副会長及びその他役員の選出)

第 9 条 会長の選出は、役員会において推薦・決定し、総会において報告する。

2 名誉会長、副会長及びその他役員は、会長が推薦し、役員会において承認を受ける。

(役員の職務)

第 10 条 名誉会長は陸友会活動発展のため、活動全般を支援する。

2 会長は、陸友会の会務を統括し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する順に従って、その職務を代行する。

4 理事長は、陸友会の役員会事務を統括する。

5 理事は、陸友会の会務を分掌する各委員会に所属する。

(総務委員会、研修委員会、広報委員会)

6 会計は、陸友会の経理を行う。

7 監事は、陸友会の経理の状況を監査する。

8 関東支部役員は必要に応じ、関東地区の会務を統括遂行する。

9 女性部の部長・副部長は、会の活性化を目的に、主に女性会員相互の親睦を図り、様々な情報を発信する。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は 4 年とする。ただし、再任は妨げない。

また、欠員が生じた場合、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会議

(会議の種類)

第 12 条 陸友会は、総会及び役員会等の会議を開催する。

(総会の招集)

第 13 条 総会は、4 年に一度オリンピック開催の年に、会長が招集して開催する。また会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

(役員会の招集)

第14条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集することができる。

(会議の議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たるものとする。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たるものとする。

(総会の定足)

第16条 総会は当日の出席者をもって会議を開催する。

2 役員会は役員総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開催することはできない。

3 役員会に出席できない役員は、委任状をもって出席に代えることができる。

(総会の表決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するものとする。

2 役員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決するものとする。

第5章 顧問

(顧問)

第18条 陸友会には顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会において推挙し、会長が委嘱する。

3 顧問は、役員会に出席して助言し、会の活動を支援する。

第6章 事務局

(事務局員)

第19条 事務局に、事務局員を若干人置くことができる。

2 事務局長は会長が選任し、事務局の事務を統括する。

3 事務局員は会長が選任する。

第7章 資産

(資産の構成)

第20条 陸友会の財産は次のとおりとする。

- (1) 会員の会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第21条 陸友会の会計年度は、オリンピック開催年総会の1ヵ月前に始まり、次期オリンピック開催年総会の1ヶ月前に終わる。

(決算書の作成)

第22条 決算書は総会の開催1ヵ月前に作成する。

2 決算書は総会において承認を得る。

3 予算書は作成しないものとする。

第8章 慶事

(慶事)

第23条 陸友会会員及び現役選手で下記に該当した場合、金1万円と記念品を贈る。

(1) 陸友会会員及び現役選手で、日本陸上競技連盟の栄章を受賞した者。

(2) 陸友会会員で、叙勲を受けた者。

(3) 現役選手で、全国優勝をした者。

第9章 弔慰

(弔慰)

第24条 陸友会役員が死亡した場合は、弔電と供花を送る。

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 陸友会の会則の変更は役員会において、出席者の過半数以上で決定し、総会において承認を得る。

第11章 雑則

(細則の制定等)

第26条 陸友会の細則は役員会で決定し、総会に報告する。

(会の名称)

第27条 本会は、平成18年8月12日の「陸友会」総会において、「龍野高校陸友会」から、『兵庫県立龍野高等学校「陸友会」』に名称変更を行う。

但し、銀行口座の名称は引き続き「龍野高校陸友会」を使用する。

(細則1) 陸友会の会費、寄付金は別に規程する。

(細則2) 陸友会役員表は別に作成する。

附則 この会則は平成16年8月15日から施行する。

附則 この会則は一部変更し、平成18年8月12日から施行する。

附則 この会則は一部変更し、平成30年6月3日から施行する。

附則 第8章、第9章を追記し、令和元年8月24日から施行する。

附則 第3章役員に名誉会長を新設し、令和2年7月1日から施行する。

附則 第3章役員に【女性部】正副部長を新設し、令和3年8月15日から施行する。

附則 会費規程第2条に名誉会員会費免除を追記し、令和3年8月15日から施行する。

兵庫県立龍野高等学校「陸友会」会費規程

第1条 会費の徴収は次の目的のために支援を依頼する。

- (1) 「陸友会」総会、役員会、各委員会、研修会の運営
- (2) 会員名簿の管理及び「陸友会」ホームページの運営・管理

第2条 会費の金額 1年間一人1,000円とする。

但し、満88歳以上の米寿を迎えられた方については名誉会員とし、会費の納入を免除する。

第3条 会費の納入方法

- (1) 郵便振込みで「陸友会」口座に振り込む。
- (2) 現金封筒で「陸友会」事務局宛郵送する。
- (3) 複数年の年会費納入は可とする。

第4条 会計報告

- (1) 総会において決算報告書に明記して報告する。

兵庫県立龍野高等学校「陸友会」寄付金規程

第1条 寄付金は次の目的のために協力を依頼する。

- (1) 母校陸上競技部発展のための支援・助成

第2条 寄付金の納入方法

- (1) 郵便振込みで「陸友会」口座に振り込む。
- (2) 現金封筒で「陸友会」事務局宛郵送する。

第3条 会計報告

- (1) 総会において決算報告書に明記して報告する。
- (2) 現金封筒で郵送された方には領収書を発行する。
- (3) 郵便振込みで「陸友会」口座に振り込まれた方への領収書の発行は割愛させて頂く。